

身体障害者の人口移動に関する一考察

——リハビリテーション検討の基礎的資料として——

星 永 俊

(一)

近年、身体障害者の問題に触れると、必ずリハビリテーション (Rehabilitation) という言葉を耳にするようになった。Rehabilitation は英仏独伊共通語であって、語源的には復権、復職、回復、復興という意味が含まれている。我が国では、一般に更生指導とか、回復指導とかの訳語を与えていた。だが、充分にその意を尽せないのかリハビリテーションとそのまま用いる場合も多い。

では、一体、リハビリテーションにはどんな概念規定がなされているであろうか。本論に入る前に触れてみたい。というのは、本稿はリハビリテーションの問題と関連性の深いものであるからである。否、身体障害者のリハビリテーションを検討する際の基礎的資料として、寄与することを意図しているものであるからである。

リハビリテーションは、これに関する諸行政や諸施設をみても納得がいくように、各専門家の組織的なチーム・ワークによって、はじめて達成されるものである。このことは、いまでもなく、身体障害者のもつ錯綜した複雑な諸問題は、ただ単に、1人の専門家の努力のみでは、到底、解決できるものでないことを意味している。つまり、各専門家による近代科学の総結集と為政者の努力をまってこそ、果されるべき性格のものである。このような基本的性格は、他面、その概念規定をば多様にせしめ、各々の専門家の間に必ずしも共通した定義を見出しづらいという欠陥をも生ぜしめている。この分野における、アメリカの一専門家 E・B・ポーターはリハビリテーションになされている概念規定を次の6つに分類している。

第1は、障害者が彼等の環境の中で満足な生活をするために、その個人の器官や能力を改善し、発達させる過程 (process) であるとするもの。

第2は、障害者を健常者と同じ立場で社会生活に参与せしめるよう援助するための色々のサービスであるというもの。

第3は、障害者個人の身体的、精神的、職業的能力を健常人と競争できるところまで、改善せしめる組織的な確実な方法 (method) であるというもの。

第4は、非生産的な障害者を速やかに、能率的にかつ最小限度の費用で社会に貢献できる要員に「転化せしめる技術」(art of converting) であるというもの。

第5は、人間がもっている資源と価値を発達させ利用すること、障害者の身体の部分的回復や、単なる就職などではなく、全人的な適応 (whole Human adjustment) である。更生し

た人は特異な (atypical) 者でなく、正常な (normal) のである。更生は相談助言者や雇主によって得られるのではなく、障害者自身によって創り出され、確保される適応であるといふもの。

第6は「創造能力と創造する意志を回復させる」(The Restoration of creative ability and of will to create) こと。即ち、物事を受動的に受容れる状態から、その個人の精神的身体的能力でもって、彼の社会的、身体的、経済的、そして精神的環境の色々の面と取組み、そこで立派な適応を克ちとることのできる人間に変化せしめること。こういう過程を経て、彼自身の中に生活と闘う力が具備されていることを知るようになり、落着きと自信をもって、生活の諸問題に立ち向うことの出来る人格を築き上げるとするもの。

このように、リハビリテーションに関しては、多様な概念規定がなされているが、E・B・ポーターはこれ等を検討して次のように概念を試みている。「障害をもつ個人を身体的に、精神的に、社会的に、職業的に、そして経済的に、できるだけ役に立つよう最高限度まで回復させること」である。(注1)一般に、我が国におけるこの分野に携る人々も、彼のこの概念規定をそのまま支持しているようである。リハビリテーションの問題解決には、前述の如く、近代諸科学の総合的結集を要するとはいえ、その概念規定までがそのままの反映を受けるべきではない。即ち、彼の概念の如く、身体障害者のもつ障害の各要因を平行的に同列に扱うのではなく、それらの諸要因の中に中核となるべき要因を探求してみるべきであると思う。一般に、身体障害者の根本的な苦悩は、身体的損傷が同時に精神的負担になるということである。身体の上に背負う苦悩は精神的な苦悩も負わされているということである。今、ここでリハビリテーションを大別すると、医学的、職業的、社会心理的面があるということが出来る。(注2)最近、この三面の中でも、「職業的面」即ち「職業更生」がリハビリテーションの課題として、大きく取上げられている。換言すれば、リハビリテーションの問題を三角形に譬えるならば、「職業更生」を頂点とした他の二底点として構成されている。

「医学的更生」も「社会心理的更生」も究極的には「職業更生」を目的としてなされるべきであるということである。何故に「職業更生」がこれ程までに強調されるのであろうか。こ

注1) Edger. B. Porter,: "What is Rehabilitation?" Jour. of Rehab., Aug.-Sep., 1951. これはリハビリテーション分野で活動している専門家に「リハビリテーションとは何か」というアンケートを出して、その回答を蒐集し分類して、その概念規定を検討したものである。なおこれに関する要領的紹介は、高瀬安貞編「肢体不自由者の厚生指導の理論の実際」肢体不自由者厚生後援会、昭和34年、10~13頁にある。

注2) 此の場合職業的面は本論において説明するので省略し、医学的、社会心理的面について説明する。医学的とは一般に知られている如く、身体的損傷の回復、改善をいう。即ち、病気や負傷による身体的損傷を治療し、引続いて、その回復期になされる更生指導の処置を施し、出来るだけ短期間に最高限度の機能回復を計ること。次に社会心理的面とは、身体障害者が医学的に機能が改善され、適当な職業技能が訓練され、幸いに適当な職業に就くことが出来ても、完全なりハビリテーションとはいえない。というのは、彼等は独特の「不安」「社会的劣等評価」とか「要求不満」があるからである。これら一連の精神的障害を克服して、彼等自身の中にもっている能力の意欲にも回復し、全人格としてのあらゆる価値と、可能性を発展させて、社会生活へよりよく適応し、役立つ人格に成長させるようにする必要がある。この分野が社会心理的面のリハビリテーションである。

れには、現代資本主義社会における社会福祉に対する基本的思想とみなされる、税金消費者に健全な投資をして税金支払者にせしめようという考え方もあるかもしれない。このことはさておき、現代の社会生活の中で最も現実的で、生活の諸条件を規制するものは、とりもなおさず、職業生活であるからである。このことを極端に敷衍すれば、我々の社会生活の中に職業生活が含まれているというよりは、むしろ、我々の社会生活をある視角からみると、それがそのまま職業生活であるともいい得る。更に、職業というものは、大抵の人はその職業を生涯にわたって持続するものであって、大多数の人々にとって衣食住の資を得る道であり、社会生活の存続発展に資するための役割としても機能する。今、尾高邦雄の概念を借りれば、"職業とは個性の發揮、役割の実現、および、生計の維持をめざす継続的な人間活動である"（注1）ということが出来る。従って、目を身体障害者の職業更生に転じた場合、彼等が社会生活に適応するための主要な段階は、職業生活に適応することであるといつても過言ではない。現在の身体障害者福祉法の理念をみても明確であるように、リハビリテーションの目的は、単に彼等をして、日常生活の諸要求を独立して充足出来るように指導援助することばかりにあるのではなくて、独立で自活し得るように、そして出来れば、国家の経済的発展に貢献できるような職業で働きうるようにすることにある。このことは、去る7月25日施行された「身体障害者雇用促進法」という形で表れたことでも、容易に理解できると思う。また、現在まで身体障害者福祉法を中心として展開されてきた福祉行政を一瞥しても、更生医療の給付、補装具の支給、各種更生援護施設の設置、及び運営等、その重要な福祉措置は概ね職業更生という一点に重点をおいた社会復帰に努力しているといえる。このように、社会的に大きく取上げられている彼等の「職業更生」の論稿の焦点をもう少し当ててみたい。「職業更生」という一点を取った場合、身体障害者のもつ内的要因と外的要因を考慮する必要がある。内的要因とは、身体障害者それ自体のもつハンディキャップ（注2）の軽減の問題である。即ち、それを軽減することによって、社会に復帰出来るように援護し指導することである。外的要因とは、彼等が生存の基盤をおく社会の受入態勢を指す。如何に彼等自身が社会に復帰出来るように、更生指導が成功しておっても、外的要因としての社会態勢が充分に受け容れるように整備されていなければ、リハビリテーションの問題は解決できないのである。

(二)

注1) 尾高邦雄著「新稿職業社会学」、福村書店、1953年、一分冊 28頁

注2) リハビリテーション関係者では障害 (Handicap) を能力減損 (Disability) と区別して次のように概念規定している。能力減損は身体的又は精神的な損傷 (Impairment) の状態であって、普通医師によって記述されうる客観的様相である。本質的には医学的事実なのである。これに対する障害というのは、能力減損が個人と彼の最高機能水準との間に介在する結果生ずる障壁 (Obstacles) の累積である。従って医学的事実として能力減損が同一であっても、障害は個人的に異なるわけである。詳しくは、Kenneth. W. Hamilton: Counseling the Handicapped in the Rehabilitation Process. 1950. 又は高瀬安貞編、前掲書を参照。

本稿の主題である人口移動とリハビリテーションが、一体、どんな関連性があるのか、また、人口移動とは何か、調査対象者である身体障害者とは何かという点に関して、予備的に検討を加えておきたい。

先づ、人口移動の概念についてであるが、端的には、一定地域の人口(注1)の空間的地理的な動き(Geographical migration)と規定することが出来る。林は「人口移動とは人口が人為によって地域を変更するところの社会的動きである」(注2)と述べ、人口移動を人間の空間的場所的な動きの現象とみている。これに対して、野尻は人口移動をかかる地域的移動とのみ規定されることに疑義をはさみ、次のような見解をとっている。「人々の移動が単にそれが生物学的のものでなく、社会的な移動(Social migration)であるためには、単に人口の地域的な動きだけでは不可であって、社会的職業的地位の転換という観念が存在しなければならぬ。否、かかる社会的職業的地位の変動それ自体に、移動の本質的な意義を認めなければならぬ」(注3)と述べている。この見解は、ソローキン(P. Sorokin)の社会的移動に関する見解と多分に類似している。諸家の人口移動に関する諸概念を充分に検討する余裕をもたないので、本研究の作業仮説を導出する程度にとどめることにする。ここまで概念規定をみても分るごとく、人口移動は、ある集団の成員がある地域から他の地域に移動を行うことである。そして、それは単なる地域的移動ではなくて、同時に、社会的移動である。この移動を促す要因としては、流出地、流入地の人口両生産力をはじめ、多くの自然的、社会経済的なものが考えられるが、その具体的な要因としては、「就業、転職、転業、縁故関係、就学」等があげられる。(注4)そして、人口の地域的移動の中には、広義的には通勤や、出稼の如き一時的移動も含まれるが、人口移動の概念の中には、それらを含まないのが一般的である。従って、換言すれば、就業、転職、転業等々の諸要因が動機となって、ある一定の地域から他方の地域へと流れる人口成員ということが出来る。このように、人口移動をば概念規定すると、身体障害者の人口移動をその動機、障害等級別、職業形態、性別、年令別、年度、地域別等を視点として分析することによって、彼等のリハビリテーションの検討上、なんらかの基礎的な資料として貢献出来るのではないかと思われる。何故ならば、彼等の人

注1) 此の場合の人口とは何等かの標識によって形成された人間の集団である。それが人間の集団である以上、社会をなして、その中で具体的に生存活動する人間の集団を意味する。社会学的には、人口を構成する個人は社会の一員として何らかの社会集団に所属して、種々の活動を営んでいる人間であり、人口はこのような社会生活を人間を抽象して計数的に表象した概念に他ならぬ。それ故にその現象形態はその集団の構造や性格を直接間接に反映することは勿論、個々の成員の出生、死亡といった、自然的動態も生物体としての人間の自然的、生理的制約を受けると同時に社会生活における経済的、社会的、文化的諸条件の影響をうけ、それによってその動向も変化せざるを得ない。こうした社会生活の影響は社会動態としての人口移動の場合には、さらに直接的な形で表れる。従って特定の人口移動を研究することによってその社会生活の構造や変化を推察することも出来る。福武直、日高太郎、高橋徹編「社会学辞典」有斐閣、昭和33年、463~464頁、田辺寿利編「社会学大系」一人口と民族—55~57頁。

注2) 林恵海著「農家人口の研究」日光書院、昭和15年参照。

注3) 野尻重雄著「農民離村の実証的研究」岩波書店、昭和24年、3頁。

注4) 福武直、日高太郎、高橋徹編「前掲書」465頁。

曰移動もより安定した恵まれた職業を求めて、転職、転業等を重ねながら移動していると考えられるからである。もしも、彼等の移動がこのように職業の安定を求めてのものであれば、それは直接前述したリハビリテーションと密接に関連してくるわけである。つまり、充実した職業更生を求めて地域的な移動しているのではないだろうかということである。人口移動が、すべて、職業更生を要因として現出するというのではないが、身体障害者の場合、少くとも、職業更生を要因として現出しているのではないだろうか。このような仮説を抱いて、調査研究に着手した。

元来、身体障害者に関する実態調査は、精薄、頗る、結核等の調査と並んで最も困難なもの一つに数えられている。(注1)だが、昭和26年12月に厚生省が主体となって、初めて身体障害者の全国調査が行われてから、昭和30年10月15日現在で、厚生省が全国的規模で行った身体障害者実態調査とか、労働省が昭和31年5月全国の職業安定所を通じて実施した身体障害者の就業状況等、徐々にではあるがその実態調査が整備されている。一方、各県及び各社会福祉団体でも独自の調査を行って福祉施策の推進拡充に努めている。しかし、これ等の調査は、いづれも静態的研究の段階に止まっている。身体障害者の問題ばかりでなく、その他社会問題も静態的研究と動態的研究が相補し合ってこそ、はじめて地についた福祉施策を推進することが出来るのである。本稿では、この意味からも、身体障害者の静態的研究では浮彫りにされない諸事実を指摘して、動態的研究の重要性を喚起し、強いては、彼等のリハビリテーション施策の充実にも寄与し得ればこの上ないと考えている。

調査の対象者は宮城県という地方自治県を調査単位として、そこで生起する流入出の身体障害者とした。この場合の身体障害者とは、身体障害者福祉法に従って、身体障害者の手帳の交付を受けているものを指す。(注2)従って、身体障害者手帳交付を受けていないものの移動と、県内部の移動は考慮の外におかれている。また、この研究の統計的資料作成のために使用した「身体障害者台帳」は身体障害者が手帳の交付を申請する際の申請書に基づいて作成されたもので、身体障害者福祉法が施行された昭和25年より記入されている。本稿にあたっては、一応昭和25年から昭和35年までの流入出人口を対象としたという事と、彼等の申請書に基づいて作られた台帳であるということを念頭において分析する必要がある。ここに資料の限界性がある。(注3)そこで、この資料で明確にされない事項や、不充分な事項に関しては事例研究で補充するという手続を取ることにした。

注1)此の原因としては、国民一般の障害者に対する認識と理解の欠如が、障害者や、その家族に劣等感を抱かせ、これが致命的原因となって、対象者の発見と調査を困難ならしめているということと、更に調査機関や調査方法の不備、その技術の未熟さが大きな障害となっている。

注2)身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第28号、一部改正経過)第4条参照。

注3)身体障害者台帳に記載されている事項は、障害別等級、性別、職業、転出入年度及び年令、転出入先である。此の中で職業の項は申請時の本人の申請を基としているため、其後の変更も記されず、かなり不明確なものであると推測される。

(三)

では、一体、宮城県には凡そどの位の身体障害者がいるであろうか。先づその静態的人口の分析から究明の執刀を振うことにする。これをみたのが第1表である。総数は 14,881 名となっている。このうち、肢体不自由者が 10,263 名で約 69% を占め、次いで視覚障害者である。全体を等級別にみると、4 級が 26.7% で最も多く、次いで 5 級が 19.4% となっている。しかし、この百分率の序列は、肢体不自由者が絶対数において 69% も占めているという関係からあって、全体における等級別序列が、各障害種別にそのまま該当するわけではない。実際、視覚障害者では 1 級が 47% を占め、聴覚障害者では 2 級が 55.4% になっていることでも理解できると思う。視覚、聴覚障害では重度障害者が半数以上占めているのに対し、肢体不自由者では比較的軽度の障害者が半数以上占めているのが一つの特徴として記憶しておきたい。(注1) 次いで、宮城県における身体障害者を全国的なそれの構成の中でみた場合、一体どんな位置を占めるであろうか。厚生省の発表した都道府県別の身体障害数と、内閣統計局の発表した都道府県別総人口とから、総人口において占める身体障害者の比率を算出してみた。

第2表をみて気付くことは、宮城県の身体障害者の比率が全国平均の比率より低く 0.83% であるということ、更に東北 6 県では青森について低いということである。全体を考察して

第1表 宮城県身体障害者手帳交付の等級別調査

(昭和35年1月31日現在) 宮城県庁社会課

等級別 ＼ 障害物実数 と百分率	視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	計
1 級	1,219 47.0	.	.	319 3.1	1,538 10.3
2 級	392 15.2	1,079 55.4	.	873 8.5	2,344 15.7
3 級	175 6.7	405 20.8	29 38.6	1,743 17.0	2,352 15.8
4 級	182 7.0	178 9.1	46 61.4	3,574 34.8	3,980 26.7
5 級	247 7.5	.	.	2,647 25.8	2,894 19.4
6 級	379 14.6	287 14.7	.	1,107 10.8	1,773 12.0
計	2,594 100.0	1,949 100.0	75 100.0	10,263 100.0	14,881 100.0

注1) 各障害別等級については身体障害福祉法第4条の別表にのっている。1級が重度障害で、これより数字が増えることによって障害程度が軽くなる。等級は各障害により若干異っている。視覚障害では1級より6級迄あり、聴覚障害では1級、5級がなく、2、3、4、6級のみであり、言語障害では3、4級のみである。肢体不自由は1級より7級迄ある。

第2表 都道府県別身体障害者数と総人口に対する比率

(昭和34年12月31日現在)

都道府県名	身体障害者数	総人口	比率(%)	都道府県名	身体障害者数	総人口	比率(%)
北海道	39,607	4,984	0.79	滋賀	8,224	844	0.97
青森	10,116	1,425	0.70	京都	18,797	1,980	0.94
岩手	13,816	1,454	0.94	大阪	31,509	5,092	0.61
宮城	14,669	1,752	0.83	兵庫	30,093	3,785	0.79
秋田	10,986	1,347	0.81	奈良	7,704	770	1.00
山形	12,958	1,345	0.96	和歌山	11,541	1,006	1.14
福島	25,251	2,094	1.20	鳥取	6,956	610	1.14
茨城	14,979	2,073	0.72	岡山	19,533	1,690	1.15
栃木	14,062	1,583	0.90	広島	21,838	2,182	1.01
群馬	16,742	1,602	1.04	山口	14,238	1,633	0.74
埼玉	21,209	2,341	0.91	徳島	10,675	864	1.23
千葉	11,651	2,259	0.51	香川	14,487	937	1.55
東京	36,023	8,986	0.40	愛媛	20,017	1,537	1.32
神奈川	17,580	3,174	0.55	高知	12,671	878	1.44
新潟	22,455	2,459	0.91	福岡	38,763	4,009	0.94
富山	11,266	1,023	1.09	佐賀	13,128	967	1.36
石川	9,855	971	1.01	長崎	14,178	1,781	0.79
福井	9,418	753	1.25	熊本	17,807	1,907	0.93
山梨	6,821	792	0.86	大分	18,233	1,268	1.43
長野	22,572	1,995	1.13	宮崎	11,895	1,151	1.03
岐阜	15,652	1,600	0.93	鹿児島	23,800	2,017	1.18
静岡	25,150	2,712	0.92	島根	12,043	916	1.31
愛知	25,643	3,017	0.85	総計	798,318	91,005	0.87
三重	11,347	1,485	0.76				

みると、一番比率の低いのは東京であることに気付く。次いで、千葉、神奈川、大阪、兵庫となっている。極めて粗暴な分析かもしれないが、いわゆる日本の4大工業地帯と呼ばれる京浜、中京、阪神、北九州地帯が挙って低比率であるという事実を見出すことが出来る。これに対して、比較的原始産業に依存する度合の高い徳島、香川、愛媛、高知等の四国地方や南九州地方、北陸地方、北関東地方、東北地方等は、それぞれ全国平均比率より高くなっている。単に、これのみの資料ではなく、多くの資料に精緻な検討を施さなければ、何故に4大工業地帯における比率が低度で、原始産業に依存する度合の高い地帯が高度であるのか結論づけることは危険である。しかし、工業化と身体障害者の低比率とにかく関連性の深い問題があるに違いない。この問題に就いては、今後の研究を経てなんらから検討を加えたいと思っている。大体、既述のことと、宮城県内の身体障害者数及び全国の都道府県構成中に占める位置が明確になったと思う。

では、次に、資料不足を補い、宮城県の身体障害者の大要を推察する上から、厚生省社会

局が実施した「身体障害者実態調査結果表」に従って、次の諸点に触れておく。即ち、彼等の種類別全国推計数及びその百分率と、性別、年令別身体障害者数とその百分率についてである。(注1) 一体、推計数として、全国の身体障害者はどの位に踏まれているであろうか。それをみたのが第3表である。18才以上の身体障害者は78万5千人となっている。これを千人対人口比でみると、8.8人である。これに、1954年の文部省調査による18才以下の肢体不自由児23万4千人と、1947年の国勢年調査による4~18才までの盲児7万4千人、ろうあ児5万3千人とを加えた約36万人の身体障害児童数を加えれば、114万5千人の数にのぼる。これは、どこまでも推計の域を出ないものであって、これに、更に精神障害者やその他の慢性の内臓疾患を加えた本来の意味の身体障害者は、約300万人は越えるであろう。

第3表 身体障害者の種類別全国推計数及び百分率

(昭和30年10月15日現在、厚生省社会局調)

	総 数	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害	音声機能又は言語機能障害	肢体不自由
全 国 推 計 数 (単位1,000人)	785	179	100	30	476
対 人 口 比	8.8	2.0	1.1	0.3	5.4
百 分 率	100.0	22.8	12.8	3.8	60.6

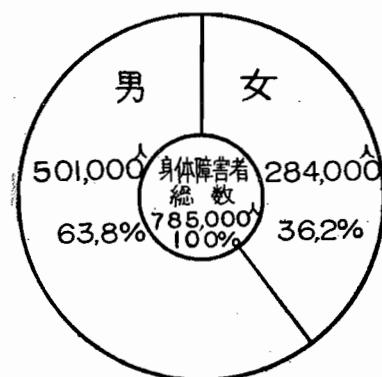
※身体障害者実態調査結果表 12頁

これはさて措き、18才以上の身体障害者を障害種類別にみると、肢体不自由者が過半数を占め、次いで視覚障害者となっている。これは、大体宮城県のそれと大差はない。

図1 性別にみた身体障害者数

(昭和30年10月15日現在)

※前掲表 13頁



では、性別構成ではどうなっているであろうか。

この関心に答えるために作ったのが図1である。男が50万1千人で過半数の63.8%を占めていることが解る。これは、恐らく戦傷病者の殆んどが男であることや、男が障害以前に従事していた職業の種類、もしくは、現に従事している職業等とも相当深い関連があるとも考えられるが、推測の域を出ない。さらに、これを年令別構成で表示したのが第4表である。これをみても分る如く、総数では、30~39才層について、40~49才、50~59才層となっている。これは戦傷者の多くが含まれている結果である。従つて、これに身体障害児童をも加えれば、年令別百分率も大分変ってくるに違いない。一応、

注1) この調査は厚生省が昭和30年10月に実施したものである。その結果表は厚生省社会局より発表されている。調査の対象及び調査客体について概略を記述すると、対象者は身体障害者福祉法別表に掲げる程度の障害を有する年令18才以上の男女について全国の世帯を対象として調査した。調査の客体は単純系種的抽出法により $1/200$ の抽出率が選ばれた世帯である。従つて、当然相当の誤差が含まれているということと、18才以下の児童生徒は含まれていない。

第4表 年令別身体障害者数・百分率(昭和30年10月15日現在)

	総 数	才末満 18~20	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~
総 数	100%	2.3	14.6	20.8	19.0	18.5	14.4	10.4
視覚障害	100	1.9	10.0	13.9	16.0	19.7	18.8	19.7
聴覚障害	100	3.0	11.4	15.7	16.3	18.9	19.9	14.8
音声障害	100	6.1	30.6	22.4	17.0	13.6	5.4	4.9
肢体不自由	100	2.2	15.9	24.3	20.7	18.3	12.2	6.4

※前掲表 13頁

これまでの統計表を心頭に留めて、人口移動の考察に転ずることにする。人口移動は一定の地域社会を基礎として考えた場合、そこに生起する人口の流動する方向の差異によって、流出と流入人口とに分離して考察することが出来る。(注1) そして、この両者は単にその流動方向が違うのみでなく、違った社会的性格を帯びている場合が多いのである。

(四)

先づ、宮城県を単位とした場合の流入人口にスポット・ライトをあててみる。一体、どの位の数字にのぼるであろうか。それを障害等級別、男女別、年度別百分率でみたのが第5表である。この調査対象は、前述の如く、昭和25年に身体障害福祉法が施行されてから、その手帳の交付を受けた者としているので流入人口 281 名は、期間的にみれば、昭和25年より35年7月1日現在までの全てが含まれていることになる。281名の流入人口中、肢体不自由児が約76%で過半数以上にあたる 215 名を占め、ついで視覚障害となっている。全体をみても一目瞭然である如く、性別では男子の方が 77.9% で女子の 22.1% を遙かに凌いでいる。即ち、流入人口の大部分が男子の身体障害者であるということを示している。これには、女子の身体障害者が、絶対数の上からみても、図1で説明した如く、少いということも関係しているであろう。しかし、今ここで単に人口の流動性という点から分析を加えた場合、女子の方が男子よりも流動性が乏しいという事実を指摘することが出来るであろう。(注2) しかし、この傾向性は身体障害者を全体として考察した場合にいえることであって、これを更に障害別に立入って分析してみると、それぞれニュアンスが違ってくる。即ち、視覚障害についてみると、女子と男子とには、有意差が殆んどなくなってくる。男子の 53.5% に対して、女子は 46.5% となっていることからも理解できると思う。しかし、これが聴覚障害、肢体不自由となるにつれて、その差が大きくなってくる。肢体不自由の場合、男子が 84.2% であ

注1) 流出人口とは一定の地域社会より他のそれへと転出する人口を意味し、流入人口とは逆に他の地域から一定の地域社会に転入する人口を意味している。この場合、一般に一定の期間を規定して、そこに生起するそれ等の現象を分析するという方法がとられる。

注2) 人口の流動性は唯單に流入人口のみで判断することは出来ない。流出人口をも加えて両者を同様の分析していくことである。流出人口に就いては行論において答えるが、ここではその流出人口をも加味して触れておいた。

第5表 障害等級別による性別、年度別百分率（昭和25～35年7月1日現在）

障害別 等級別	総 数	性 別		年 度 別					
		男	女	33年以前	33 年	34 年	35 年	不 明	
視覚障害	1ノ1級	12	100%	33.3	66.7	91.7	8.3	.	.
	1ノ2	10	100	80.0	20.0	40.0	20.0	10.0	10.0
	1ノ3	2	100	50.0	50.0	.	50.0	50.0	.
	2ノ4	5	100	60.0	40.0	40.0	60.0	.	.
	2ノ5	7	100	42.9	57.1	42.9	28.6	14.2	.
	2ノ6	7	100	57.1	42.9	42.9	42.9	.	14.2
	計	43	100	53.5	46.5	53.5	11.6	25.6	2.3
聴覚障害	1ノ2	13	100	53.8	46.2	53.8	7.7	15.4	23.1
	1ノ3	5	100	100.0	.	60.0	20.0	20.0	.
	2ノ4	2	100	50.0	50.0	.	100.0	.	.
	2ノ6	3	100	66.7	33.3	100.0	.	.	.
	計	23	100	65.2	34.8	56.5	8.8	21.7	13.0
肢体不自由	1ノ1	4	100	100.0	.	25.0	25.0	50.0	.
	1ノ2	8	100	87.5	12.5	62.5	12.5	12.5	.
	1ノ3	3	100	100.0	.	.	66.7	.	33.3
	2ノ2	8	100	75.0	25.0	62.5	37.5	.	.
	2ノ3	35	100	88.6	11.4	48.6	31.4	8.6	2.9
	2ノ4	71	100	83.1	16.9	64.8	15.5	9.9	4.2
	2ノ5	70	100	81.4	18.6	48.6	27.1	12.9	2.9
	2ノ6	16	100	87.5	12.5	75.0	12.5	6.3	6.3
	計	215	100	84.2	15.8	55.8	23.3	10.7	3.7
	総 計	281	100	77.9	22.1	55.5 (156)	20.3 (57)	13.9 (39)	4.3 (12)
									6.0 (17)

(注) カッコの数字は実数、県庁社会課、身体害害者交付手帳台帳より作成

るのに対し、女子は 15.8 となり他の二障害と比較して極端に低くなっている。障害別に何故このように違ってくるのであろうか。単純に結論を下せる問題ではないが、推定出来る要因をあげておくことも決して無駄ではないと思う。その一つとしては、前述の如き、男女の絶対数の差も考えられる。また、彼等の就業している職業と、その企業としての安定性の問題とも連関していると思う。事実、視覚障害の男女の差の僅少性は、彼等の主要な職業であるアンマ鍼灸業と関連している。盲女性の職業は、全くアンマ業という日本独特の盲人業で、後述するが極めて移動性の激しい職業である。次に年間における流入人口数を問題にしてみよう。長期間にわたる統計表でないので、確信をもって説明出来ないが、1年間に40～50名内外の流入者があることがわかる。これ等の流入者がどんな職業についておったか、また、どんな職業についているものが多いか等は、彼等の職業更生の問題を検討する上からも自然と興味がもたれる。これに答えたのが第6表である。この表をみて色々と考えさせられる点があるであろう。先づ、なんとしても、無職の流入人口が多いということである。彼等全体を問題にしても、67.6%の過半数に登っている。勿論、この無職者の中には、職業をもって

第6表 障害別従事職業百分率(流入人口のみ)

	総数	従事職業											
		農林漁業	採石業	炭運	輸通	信	事務	管的	販売	専門	技術業	製造業	その他
視覚障害	100.0%	2.3	27.9	.	.	69.8	
聴覚障害	100.0	8.8	4.3	21.7	.	65.2	
肢体不自由	100.0	1.9	0.5	0.9	.	5.6	.	4.2	3.3	10.7	5.6	67.4	
総数	100.0	1.4	0.4	0.7	.	4.3	.	4.3	7.1	9.9	4.3	67.6	

※県庁、社会課、身体障害者手帳交付台帳より作成。

第7表 障害種類別、職業別数百分率(昭和30年10月15日現在)

	総数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総数	100%	100	100	100	100
教授及び教師	0.7	0.5	0	0	1.0
あんま、はり、きゅう師	5.1	20.1	0.2	0	0.9
事務従事業	4.2	1.5	1.0	2.0	6.0
呼売人、行商人、露天商人	1.5	0.7	0.8	0	2.1
上記以外の販売従事業	6.0	3.2	4.7	0.7	7.6
農夫、牧夫及び類似業者	23.0	17.6	37.8	41.5	20.0
金属関係従業者	2.2	0.6	2.2	2.0	2.8
指物職人、木製家具細工物職	1.9	0.7	2.0	3.4	2.2
裁縫師	3.0	0.2	1.9	6.2	4.2
その他の	52.4	54.9	49.4	44.2	52.5

※厚生省、社会局、前掲表 17頁。

いても無職として申請している者とか、申請時は無職であったが、その後就業しても関係機関が再調査しないために、そのままになっているものも入っているであろう。一体、無職の者がどうして、移動するのであろうか。このことは大きな問題であり、今後の大規模な調査によって解明されなければならない。

就業者の移動では何が一番多いであろうか。百分率にあまり差がみられないで、決定的な序列はつけ難いが、一応製造業が9.9%で一番多く、次いで専門技術業となっている。

(注1)更に、就業者の職種を障害別にみると、視覚障害者も聴覚障害者も従事している職種が極めて限定されていることがわかる。身体障害者の従事職業については後述するが、視覚障害の職種で最も多い専門技術業は、アンマ業なのである。我が国では、盲人の職業というとアンマ業を連想するが、ここにもそれを裏づける事実が表れている。この流入人口の職業の大部分はアンマ業である。聴覚障害者の職業で最も多い製造業は、大部分が洋服の仕立業

注1) 第6表の職業分類は全国的規模で行なわれる厚生省の実態調査結果と比較検討する際、便利なように、それに則って分類した。製造業の中には金属加工、機械器具製造関係業、紡織製品関係業、木・竹・草などの製品製造業、そしてセメント瓦製造、陶器製造等のその他の製造業が含まれている。専門技術業にはアンマ、鍼灸師、専門技師、教師等の従事している職業を含んでいる。

であった。肢体不自由者は、前二者の就業職種よりも遙かに多様であることがわかる。その中でも、製造業に従事している者で流入する者が多い。次に、厚生省の調査結果に従って、身体障害者が従事している職種を取上げてみよう。第7表に掲げたのがそれである。(注1) 全体を一瞥した場合、「農夫牧夫及び類似従業者」が23%で目立つと、「その他」の職業従事者が過半数も占めているということである。「その他」の職業にどんな職業が含まれているか再分類していないので、極めて不充分である。予想職業を10種類に限定した無謀さの表れである。これはともあれ、一応障害別に検討してみよう。先づ、視覚障害の場合、前述の如くアンマ師等の我が国における盲人の伝統的職業に従事しているものが、20%もあるということ、しかもこの職業に従事している者の流動性が激しいこと、更には、この職業以外に従事しているものが少いということ等を考慮すると、今後、視覚障害者に関する職業更生を検討する場合、これ等の点に潜在している問題を究明する必要がある。このことに関しては、事例研究で詳述する。また、聴覚、音声障害者の如く、コミュニケーションの手段を欠く者の職種は、比較的パーソナル・コミュニケーションの必要性の少い「農夫牧夫及び類似従業者」や裁縫師等が、目立って多いことが分る。これも視覚障害と同様、就業種目の少いことに注目すべきである。これに反して、肢体不自由の職業は、前述の如く、平均にかつ相当広範囲に亘っており、健常人に近い状況を示している。

では、どの年令層の移動が最も激しいであろうか。第8表に示した如く、20~29才層が一番多く、32.7%となっている。ついで、30~39才層となっている。即ち、労働生産力の中核体を構成している年令層にあたる移動が最も激しいことを示している。これを障害別に考察すると、それぞれ度合が異っていることが分るであろう。

第8表 障害別流入時年令百分率

	総 数	流入時年令					
		18~19	20~29	30~39	40~49	50~	不明
視 視 障 害	100.0	2.3	34.9	20.9	11.6	20.9	9.3
聴 覚 障 害	100.0	13.0	43.5	26.1	.	17.4	.
肢 体 不 自 由	100.0	10.2	30.2	24.2	17.2	9.3	7.9
総 数	100.0	9.3	32.7	23.8	14.9	11.8	7.5

※県庁、社会課、身体障害者手帳交付台帳より作成。

では、これ等の人々は、一体、どの地域に移住したのであろうか。第9表はこの疑問に答えるために作成したものである。全体的にみて、仙台の区域に移住したものが過半数の68.7

注1) 大抵の調査で経験することであるが、職業分類が非常に難しい。それにこの調査は1/200の抽出率なので、調査対象とされる障害者の実数を考慮に入れて、予め各障害種類について障害者が最も多く従事していると思われる10種の職業を選んで調査するという方法をとった。だが、事実はその予想職業に従事するものが少なく、「その他」の職業に従事するものが過半数を占めるという結果を招いた。

%を占めている。これは、いづれの障害種別にも共通にいえることである。(注1) 彼等を吸収する区域は、地方都市等よりも、諸官庁やその他の社会諸機関の集中している中心都市仙台である。次に、どの地方から流入して来た者が多いだろうか。これを検討するために表示したのが第10表である。

第9表 障害別流入先区域(福祉事務所管轄単位)

	総数	流入先区域											
		仙台	塩釜	石巻	古川	気仙沼	角田	白石	名取	大河原	築館	迫	
視覚障害	100.0	62.8	2.3	11.6	4.7	2.3	.	2.3	.	.	4.7	2.3	6.9
聴覚障害	100.0	78.3	8.8	.	4.3	.	.	.	4.3	.	.	.	4.3
肢体不自由	100.0	68.8	7.4	3.3	4.2	3.7	0.5	4.7	1.9	1.9	1.9	1.9	.
総 数	100.0	68.7	6.8	4.3	4.3	3.2	0.4	3.9	1.8	1.4	2.1	1.8	1.4

※県庁、社会課、前掲帳より作成。

第10表 障害別流入者の出身県別百分率

	総 数	出身 県				
		東北地方	北海道	関東地方	中部地方	其他の地 方
視覚障害	100.0	67.4	2.3	16.3	11.6	2.3
聴覚障害	100.0	65.2	.	26.1	4.3	4.3
肢体不自由	100.0	59.1	10.7	18.1	4.7	7.4
総 数	100.0	60.9 (171)	8.5 (24)	18.5 (52)	5.7 (16)	6.4 (18)

※カッコ内は実数、県庁、社会課、前掲帳より作成。

全体として、指摘出来ることは、東北地方の他県からの流入者が、60.9%で過半数を占めているということである。しかも、それ等の大半の者が第9表で明示した如く、仙台市を目的として移住する者が多いということが出来る。次いで関東地方となっている。東北地方の中で、移住の多かった県は福島と岩手である。171名にのぼる流入人口中、66名が福島県で、46名が岩手県となっていた。関東地方において多いのは東京都である。障害別差異でいえることは、肢体不自由者が一番移住範囲が広いということ、次いで視覚障害者となっている。聴覚障害者の移住範囲が一番狭い。以上、流入人口数281名を性別、就業形態、流入年度、流入時年令、流入先、出身県等の指標で分析して来た。これで、一応、流入人口の様態を統計的に把握出来たと思う。ただ、関係資料の不足で、如何なる理由で宮城県に移住したのか明確にできなかった。この点に関しては、事例研究で補充することにした。

(五)

続いて、人口移動の他方の流動である流出に関し、同様の指標をもって分析して行きたい。

注1) 区域単位は社会福祉事務所単位にした。仙台の区域の中にはいわゆる行政区域としての仙台市を担当している仙台北社会福祉事務所と、同南社会福祉事務所の他に亘理町、岩沼町、山元町を担当する仙台福祉事務所も加えた。後者はごく少數であったので数字上の変化は考慮する必要がない。

期間に長短はある、宮城県内に生活の本拠をおいた身体障害者が如何なる流出現象を現出しているか、また流入現象と比較した場合、如何なる傾向がみられるであろうか等の問題も、彼等の更生指導を検討する際、念頭に入れておかなければならぬ重要な問題である。

第11表 流出人口の障害等級別による性別、年度別百分率

		総 数	性 別		流 出 年 度 别				
			男	女	33年以前	33 年	34 年	35 年	不 明
視 覚 障 害	1ノ1	19 100.0	47.3	52.7	68.4	.	21.1	.	10.5
	1ノ2	6 100.0	82.2	17.8	66.7	.	.	.	33.3
	1ノ3	2 100.0	50.0	50.0	.	.	50.0	.	50.0
	2ノ4
	2ノ5	3 100.0	33.3	66.7	66.7	.	33.3	.	.
	2ノ6	5 100.0	60.0	40.0	100.0
計		35 100.0	54.3	45.7	68.6	.	17.1	.	14.3
聴 覚 障 害	1ノ2	19 100.0	74.1	25.9	63.2	.	21.1	5.3	10.5
	1ノ3	4 100.0	100.0	.	75.0	25.0	.	.	.
	2ノ4	3 100.0	33.3	66.7	100.0
	2ノ6	2 100.0	100.0	.	50.0	50.0	.	.	.
	計	28 100.0	75.0	25.0	67.9	7.1	14.3	3.6	7.1
	1ノ1
肢 体 不 自 由	1ノ2	8 100.0	71.4	28.6	62.5	12.5	25.0	.	.
	1ノ3
	2ノ2	4 100.0	100.0	.	75.0	.	.	.	25.0
	2ノ3	31 100.0	93.5	6.5	54.8	19.4	12.9	.	12.9
	2ノ4	64 100.0	89.1	10.9	64.1	7.8	14.1	6.2	7.8
	2ノ5	33 100.0	66.7	33.3	57.6	18.2	12.1	12.1	.
計	2ノ6	12 100.0	100.0	.	50.0	.	25.0	16.7	8.3
	計	152 100.0	84.9	15.1	59.9	11.8	14.5	6.6	7.2
総 数		215 100.0	78.6	21.4	62.3 (134)	9.3 (20)	14.9 (32)	5.1 (11)	7.9 (17)

※カッコ内は実数、県庁、社会課、前掲帳より作成。

昭和25年度より35年度までの10年間の流出人口をみると、第11表の如く総数215名にのぼる。このうち、約70%にあたる152名が肢体不自由で、ついで視覚障害となっている。このことは、流入人口の分析結果と大差はない。各障害別別に考察してみると、視覚障害では1ノ1級が約54%にあたる名が流出している。このことは、流入人口の場合の約28%と比較して差が生じている。流出人口の過半数が1ノ1級であることが顕著な特徴である。聴覚障害の場合は、その数も少ないので、百分率のみで判断することは危険であるが、1ノ2級が約68%にあたる19名(28名中)の移動となっている。これは、流入人口の場合の約57%と比較した場合、幾分が多くなっている。肢体障害の場合は、流入人口と同じく、2ノ4級が最高で

約42%となり、次いで2ノ5級となっている。この流出人口を性別で分析した場合、どうであろうか。全体では男子の流出が78.6%の多くを占め、流入人口と同様、大部分が男子の移動で、女子の移動は少いことがわかる。これを障害別にみると、聴覚障害も肢体不自由も男子の流出が遙かに女子を凌いでいるのに、視覚障害のみが性別の差をみることが不可能である。この傾向は他の二障害にみられぬ視覚障害の特徴として特筆しておく。ではこれ等の流出者は、一体、何年頃流出したのであろうか。全体の考察では、昭和25年から32年までに流出したものが多く過半数を占めている。大体、平均して、1年間に20~30名内外の流出者があることになっている。これを流入人口と比較検討した場合、流入人口の方が多い。この事が宮城県における身体障害者的人口増加に、如何に反映しているかは今後の研究課題となる。

彼等は、流出以前にどんな職業に従事していたかを表示したのが第12表である。これで明示した如く、各障害種別に共通的な傾向は、無職の流出者が多いということである。流入人口の考察で指摘したことであるが、流入人口の場合の約68%より少いとはいえ、共通した現象となっている。これ等の無職者が真に無職であるのかどうかを確認することも大切なことがあるが、それよりも、どんな動機で何を求めて流出したか。流出する以前はどんな生活状態であったか。流出先での生活状態はどうかという様に一連の諸問題を計画的に、しかも、流動過程に従って綿密に追求しなければ、決して地についた更生指導を産み出すことは不可能である。このように、流動を発生せしめる“場”に始って、その流動方向に従って経過的に究明することは、単に無職者の場合に限られた問題ではない。就業者の流出、流入いづれにとっても重要な問題である。

第12表 障害種別流出人口・従事職業別百分率

	総数	従事職業										
		農林漁業	採石炭業	運輸通従事者	信事従事事業	務従事事業	管理的従事事業	販売サービス業	専門技術業	製造業	其の他	無職
視覚障害	100.0	5.7	2.9	5.7	25.7	.	.	54.3
聴覚障害	100.0	3.6	.	.	.	3.6	.	.	.	28.5	7.1	53.6
肢体不自由	100.0	6.6	.	.	.	7.9	.	9.2	2.0	14.5	5.9	53.9
総 数	100.0	6.0	0.5	.	.	6.0	.	7.4	5.6	14.0	5.1	54.0
												1.4

※県庁、社会課、前掲帳より作成。

次に、一体何才頃が最も多く流出するか。これに就いて考察する第13表の如くなる。全体としていえることは、30~39才層の流出が最も多く約40%にあたり、次いで、40~49才層となっている。これを第8表の流入人口の場合と比較してみると、次のような差異がある。両方とも、生産労働人口の主幹を構成する年令層にあたる者の移動が、主流となっていることには変りがない。だが、流出人口の場合は、流入人口と違って、年令層がズれている。即ち流入人口で最も多い年令層は20~29才層であるのに対して、流出人口では30~39才層が

第12表 障害種別流出時年令別百分率

	総数	流 出 時 年 令					
		18~19	20~29	30~39	40~49	50~	不 明
視覚障害	100.0	5.7	8.6	45.7	28.6	11.4	.
聴覚障害	100.0	7.1	21.4	39.3	14.3	17.9	.
肢体不自由	100.0	2.0	25.0	37.5	23.7	9.8	2.0
総 数	100.0	3.3	21.9	39.1	23.3	11.2	1.2

※県庁、社会課、前掲帳より作成。

第14表 障害種別流出者の出身区域別百分率

	総数	出 身 区 域											
		仙台	塩釜	石巻	古川	気仙沼	角田	白石	名取	大河原	築館	迫	志津川
視覚障害	100.0	31.4	5.7	11.4	8.6	11.4	5.7	2.9	2.9	2.9	5.7	8.6	2.9
聴覚障害	100.0	50.0	.	14.3	10.7	.	3.6	3.6	.	7.1	3.6	7.1	.
肢体不自由	100.0	38.8	1.3	12.5	11.8	2.0	3.9	2.6	.	10.5	7.2	6.6	2.6
総 数	100.0	39.1	1.9	12.6	11.2	3.3	4.2	2.8	0.5	8.8	6.5	7.0	2.3

※県庁、社会課、前掲帳より作成。

第15表 障害種別による流出先地方別百分率

	総数	流 出 地 方				
		東北地方	北海道	関東地方	中部地方	その他の地方
視覚障害	100.0	25.7	17.1	42.9	8.6	5.7
聴覚障害	100.0	46.4	7.1	46.4	7.1	.
肢体不自由	100.0	38.8	3.9	44.7	3.9	8.6
総 数	100.0	37.7 (81)	6.0 (13)	44.7 (96)	4.7 (10)	6.9 (15)

※前掲帳より作成。

最も多いことでも納得できる。これらの流出者を最も多く出している区域を表示したのが第14表である。全般的にいえることは、やはり仙台市が多いということである。第9表の流入先区域と比較すると、次のような傾向を指摘できると思う。

流入人口の多い区域の流出人口は少く、流入人口の少ない区域の流出する人口は多いということである。このことは、流入人口の過半数を占めた仙台市の流出人口は、全流出人口の約39%のみであるということ。そして、他の地方都市がそれぞれ流出人口において、増加をしていることを考えても証明できると思う。では、地方都市、及び、田舎地域よりの流出者はどの地方に流れたのであろうか。第15表によると、全般的に関東地方に流れるものが多いことがわかる。ついで東北地方である。関東地方に流れる者の中で、過半数は東京都(50名)であり、ついで、神奈川県となっている。東北の他県に流出した者の半数以上は、岩手県(31名)と福島県(20名)である。これも、第10表の流入者の出身県別百分率と比較してみ

ると、前述の如き傾向性が強いことが分るであろう。

(六)

既述の資料では、その限界による制約から究明出来なかった点を以後の事例研究によって補充して行きたい。特に、対象者がここまで経過して來た職業更生の道や、現在の職業に対する態度を中心として、彼等が如何なる家に出生し、現在その生家とは如何なる関係を結んでいるか(注1)そして、最後に社会福祉増進のためにどんな事を望んでいるかを事例研究の主要項目とした。調査対象は、最近2~3年の間に他県より仙台市内に流入して來た身体障害者とした。抽出方法は、流入人口の統計的分析結果に即応して、その百分率の最も多い層をもって、サンプルを決める条件とした。博ち、その例を記せば、仙台市内に在住し、年令が20~29才と30~39才層に属し、職業では、視覚障害では無職とアンマ鍼灸師、聴覚障害では無職と製造業、肢体不自由でも同様とした。更に、出身県では東北地方について関東地方が多いので、この両地方の出身者とした。上述のような諸条件を満すものを、身体障害者手帳交付台帳より無作為的に抽出するという手順を踏んだ。抽出数は視覚障害6人、聴覚障害5人、肢体不自由10人の計21人である。これ等の対象者に直接訪問したが、転出その他の理由で面接聴取不能となったものを除くと、視覚障害と聴覚障害が各々3人、肢体不自由6人の計12人の事例研究資料を得ることが出来た。(注2)蒐集した内から、その代表的なものを選出して記述することにした。

〔視覚障害者の事例〕

I. M子 1種2級 両眼角膜翳

〔A〕 対象者の生活史とその概況

大正5年10月2日、岩手県西磐井郡ユスマ村に生れた。父親は農業の傍ら竹細工を兼業としており、男2人、女3人の計5人兄弟姉妹の長女である。8才の時、即ち、小学校1年生の時に眼を病い、医者に診断して貰った時は手おくれであった。母親は女であり長女でもあったので、メクラにしたくないため各地の医者に通わせた。小学校の方は中退し、18才までなんとかして両眼の恢復を計るために、神だのみの気持になって、人の噂き等も頼りにして医者通いした。どうしても恢復の見込みがなくなり、ようやくアンマ師になることを決心した。盲学校に入ってアンマ師になろうと思ったが、年令も既に20才を過ぎ戦時体制となって

注1) 生家との関係を入れたのは、一般に日本の社会においては、社会福祉の恩恵に浴し得ない諸問題については、生家が背負っている場合が多い。特に生家より分離して生活していない場合、生家の負担は甚しい。だが生家より遠く離れ、生活の本拠が分離している場合、どんな関係をどの程度結んでいるかを考えてみなければならぬ。

注2) 台帳面とは大分事実が異っていた。無職と登録されたものが立派に就職していたり、転出している、転入して2年もなるのに、未登録でいるもの等その例である。健康者を対象とした調査と違って、対象者を探出するのに一苦労した。

通学も困難であるので、盲学校入学を断念し、アンマの弟子入りした。近くで弟子入りすると、無性に帰省したくなる上、兄の結婚にも邪魔になるので、知人の紹介で愛知県に行って弟子入りした。29才の時結婚した。相手の男性は一度眼を病ったが、後で晴眼者となった人で定職はなかった。夫の実家は宮城県登米郡北方村であったが、一緒に静岡県熱海温泉で結婚生活を送った。私の生涯で一番幸福な時代であったが、終戦後3年程して病気となり死別した。夫と死別後2か所転々として、仙台市内のMアンマ鍼灸院の職人として住込み生活を送っている。賃銀は固定給ではなく、歩合制で大体月6000円か7000円程度である。その他、障害年金として月額にして1500円貰っている。

〔B〕 家族員数と生活程度

現在、彼女が世話になっているMアンマ鍼灸院は主人も妻も晴眼者であるのが一つの特徴である。主人の家族員は子供3人を入れて5人世帯であるが、住込みの職人として4人いる。その4人の内訳は、盲人の男1人、女3人（盲人1人、晴眼者2人）となっている。ここで、曲り角に来ている盲目アンマ業の社会的縮図を見ることが出来た。晴眼のアンマ師と生活の場を共にしながら、彼等によるアンマ業の浸蝕を身をもって感じている。

〔C〕 就業の変遷過程並びにその理由

彼女は19才の時、アンマ師になることに決心したのであるが、既述の如く、近くに住んでいた知人の紹介で愛知県で弟子入りした。そこで3年間弟子奉公したが、戦争中で貧窮を極めたため、一旦郷里に帰った。そして終戦後、アンマ師の免許状を取った。その頃業者も少く、仕事も比較的多かったので、生活は楽であった。免許状を取ってから最初に就職したのが熱海温泉の×組合であった。

〔×組合〕 ここでは、アンマ企業体を組合と呼んだ。経営規模は晴眼者をも含む7～8人のアンマ師がおった。雇主は晴眼者である。職人の性別構成は男が3人で他は女性であった。ここに就職した動機は、弟子入りした愛知県の先生の紹介であり、就職の際、別に雇傭に関する明文化された契約を取交さなかった。温泉地であったので、時間がルーズで、忙しい時は徹夜の時もあった。給料は歩合制で、総収入の6割を雇主に、4割が自分の懐に入った。

1か月1回の支払いである。夫が死亡するまで、ここで暮したが、熱海は夏暑く、「夏まけ」するので主人に死別してから同じ処で働いていた知人の紹介で伊香保温泉に移ることにした。

〔伊香保温泉〕 経営規模は熱海の場合と違って一般的に小さい。雇主は晴眼者で3～4人を雇っていた。すべて女性のアンマ師であった。全般的にいって晴眼のアンマ師が多かったようだ。熱海にいた程ではなかったが、仙台よりも忙しかった。雇傭関係で明確な契約を交わさなかった。給料は6分4分で月1回払いとなっていた。離職理由は郷里に1年2～3回帰るのであるが、極めて不便であること。年を取るに従って郷里の近くで働きたくなったためである。ここで4年間暮したが、丁度郷里の知人が仙台に手頃な働き場所があるというので、その人の紹介でMアンマ鍼灸院に移ることにした。

〔Mアンマ鍼灸院〕 ここに就職する場合も待遇面の口約すらしなかった。行ってみなければ解らぬが、大体1万円位なるだろうという話であった。伊香保より直接今年の3月に移った。経営規模に関しては前述の通りである。待遇は期待したよりも悪い。少くとも1万円になると思っていた。現在の職場の雰囲気は、若い晴眼の女性と一緒にあるのと、自分は年も取っているので、種々の面で劣等感を持つ。なんか自分のみが除け者になっているよう感じる時もある。自分の僻み根性からだと思うが、張りつめた気持で働く気力が出てこない。でも今まで、1日たりとも「お茶びき」したことがないので助かっている。主として、民家や旅館相手であるが、最も忙しいのは夜8時～10時頃までなので、この時間を如何に合理的に消化するかによって勝負が決まる。どうしても移動範囲や行動の敏速さを欠く盲人は不利である。出来れば、もう少し、待遇のよいところに変りたいが、年も年であり、何処も同じだろうと思うと、この気持もなくなる。

〔D〕 生家との接触

生家では、両親は既に死亡し、兄が農業と竹細工の家業を継承して、4人の家族員を養っている。盆、暮に帰省する他、両親の法事葬儀には帰った。しかし、婚礼には帰ったことがない。手紙のやりとりは1年に2～3回位である。

〔E〕 生家との協力関係

生家に依存しようと思っても、実質的な援助は期待出来ないので、困った時でも相談しないで、大抵独立で解決を計る。同業者の中です心から相談出来る相手がいなかった。緒婚する場合は、親が健在だったので、親には相談した。生家と金の貸借したことはない。母が健在な時、自分の眼の治療で散財と苦労をかけたので、小遣錢程度の送金した。病気の時は、郷里に知らせないで、自分で医者に行って治療する。仲間に看病して貰っても、忙しい上、疲労していると思うと頼めなくなる。病気の時最も心細くなる。

〔F〕 社会福祉に対する希望

病気が進んでいる心配があるので、1年に1回位定期診断して欲しい。我々の就職を世話する機関として、公共職業安定所があることは知らなかった。仮に、知っていても場所が分らぬし、晴眼者と違って尋ねるのが困難だ。この点、福祉事務所の関係者は考慮を払って欲しい。究極的に依存出来るものは、結局この私自身のみなので、働けなくなった時家に帰ることも出来ぬので、老後の生活が最も心配である。なんとかして、他人の厄介にならなくとも生活可能に国で考えて貰いたい。最後に、旅客運賃の割引証交付の件であるが、貰いに行くのが一苦労である上、一度に2枚しかくれない。もう少し、余計貰えるようにして欲しい。更に、他の人々と違って、記入するのが大変なので、盲人のみは記入してくれ専門の人が福祉事務所にいるといよい。

O. S夫 1種1級

〔A〕 対象者の生活史とその概況

小学校3年生（10才）の時失明した。昭和6年4月15日、岩手県和賀郡和賀町に生れた。父親は営林署の役人で、男5人、女1人の計6人兄弟姉妹の3男である。彼の学歴は盛岡盲学校の高等部を卒業してから、更に専攻科を卒業して、アンマ、鍼灸の免許状を取得した。現在仙台市の×アンマ鍼灸院の職人として、住込み勤務している。1か月の平均収入は1万円位である。その他、障害年金として、年額1万8000円貰っている。給料は6分4分の歩合制で、総収入の6分を雇主に4分が自分の懐に入る仕組みになっている。

〔B〕 家族員数と生活程度

彼はまだ独身なので独立の世帯は持っていない。住込み勤務している×院は晴眼者の夫婦の他に、職人が自分を含めて5人いる。職人の性別は女性が4人で彼だけが男である。4人の女性の内訳は、半盲が1人で他は晴眼者である。3畳1間に寝起きしている。1か月の総収入は1万1500円位になるので、病気でもしないかぎり、先づ大丈夫である。客も1日平均2.5人はあるので、恵まれている。同僚の話を聞くと、男のアンマ師、特に盲人の場合「お茶びき」といって、客の全然ない日もあるという。そんな話を聞くにつけ将来極めて不安である。

〔C〕 就業の変遷過程並びにその理由

彼が受けた職業訓練は、前述の如く、盲学校でのアンマ鍼灸の技術であった。

〔グランド・ハイツ〕 免許状を取って最初に就職したのが、30年8月で、場所は東京都板橋区にあるグランド・ハイツである。ここで進駐軍相手のマッサージをやった。この就職先是先輩と賀川豊彦氏より紹介して貰った。洗礼を受けたわけではないが、盲学校時代にキリスト教を信仰したが、その信仰を通じて賀川氏とも交誼を重ねていた。ここでの勤務はこれまでの職業生活過程で最も恵まれていた。マッサージ師の部屋が特別にあって、3人勤めていた。そのうち2人は半盲であった。勤務時間は現在の如くルーズではなく、朝の9時から夜の5時までの8時間勤務であった。給料も月給制で、1か月手取り2万5000円にもなった。従って、同僚からの便りをみたりすると、我々の職場は全く夢のように恵まれた感じがした。ここに1年ばかり勤務しているうちに、健康を害し、休養のため郷里に一旦帰った。2か月ばかり休養している間に以前の職場に復帰することが不可能となった。思案くれた末、仕方なく岩手県の先輩に相談したところ、仙台のA見番に紹介して貰った。

〔A見番〕 30年11月に住込みで勤務することにした。労働条件、賃銀に関して明確な契約を取交したわけでなく友人が1万円位になるというので、勤めることにした。雇主は晴眼者であった。経営規模は職人が18人もいる大規模なもの。18人の構成は盲人が12人、晴眼者が6人であって、性別構成は男が4人、女が14人である。勤務は夜の7時から、申込みがあって、1時頃まで働く。このような夜の勤務は初経験だったので、疲労が甚しく、また、病気になるのではないかと心配した。日中は自分の寮で休養しているのだが、身体が慣れるま

で大分の日数を必要とした。給料は6分4分の歩合制で、大体月平均1万円にはなった。しかし、盲人と晴眼者が一緒に働くので、客の配付(注1)で何時も不明瞭なところがあり、また、職人の数も多く、特に男性の盲人は指名も少く、「茶びき」する日も出たりしたので、A見番をやめることにした。A見番には3年間勤めたことになる。仙台の友人に相談して、現在の×アンマ鍼灸院を紹介して貰い、33年12月より住込み勤務している。

〔×アンマ鍼灸院〕 前述の如く、A見番と違って小規模であり、盲人は自分1人であるが、男は自分のみであるせいか比較的同僚も親切である。ここに就職するとき、主人より大体の待遇と勤務心得のようなものを話された。従って、極めて不確定な口約のみを頼りに勤めることにしたのである。給料に関しては既述の通りなので、詳述しないが歩合制で月平均1万円手許に入る。予想した額よりも手許に渡る金額は少い。前の職場の如く、同じ職場の中で盲人と晴眼者が暗然と対立しているような空気はないが、どうしても晴眼者より侵蝕される運命に遭う。

〔D〕 生家との接触

生家は岩手県和賀郡和賀町にあるが、既に両親は死亡し、官庁に勤めている兄が世帯をもっている。家族員は兄夫婦と子供4人、弟2人の計8人である。生家との付き合いは1年に1回盆の時、お墓参りに帰る位で、あまり帰らない。年賀状のやりとりはしているが、その他の便りはあまり出さぬ。法事には出来るだけ行くようにしている。婚礼には行ったことも、呼ばれたこともない。両親の葬儀には行った。

〔E〕 生家の協力関係

困った時、生家の兄とはあまり相談しない。遠く離れて生活している上、職業も違うので相談しても実際的な解決は期待出来ない。結婚する時は、兄に相談する積りでいる。金銭面の貸借はしたことがない。送金もしていない。すべて独立採算でやっている。就職の世話も頼ったことはない。病気の際は、国民健康保険にしか入っていないので、半額免除にしかならず、貯金もあまりしていないので、最も心配だ。その場合は、無理しても郷里の世話にならなければならぬと思っている。

〔F〕 社会福祉に対する希望

現在、病気が悪化しているという心配はない。就職の周旋機関として公共職業安定所のあるのは知っているが、場所が何処にあるのか解らぬし、行くにしても盲人であれば気楽に交通機関も利用出来ない。また、果して我々に満足のいくような職場を周旋してくれるかどうか疑問だし、行きづらい面もあるので、どうしても友人や知人の手蔓を頼るようになる。出来れば、社会福祉事務所にもそのような相談に気楽にのってくれる専門の人がいるとよい。

社会福祉の増進としては、この生存競争の激しい社会で、最も弱き我々のために、せめて

注1) 客から特別の指令一名指一申込みがない限り、順番で割当たることになっている。電話を受取るのは主人公なので、主人公から嫌われるとその順番がまわってこない時がある。

最低の生活が出来るような生活保障をして欲しい。次に住宅問題がある、我々のための住宅も国等の公共団体で解決して貰いたい。更に、年金その他の社会福祉を受けるための手続を簡単にしたい、特に、旅客運賃の割引証は一度にもっと多くの枚数を交付するか、または、身体障害者の手帳のみで乗れるように考えて欲しい。最後に、我々のために全額免除の健康保険が必要だ。そうでもなければ安心して働けない。

〔聴覚障害者の事例〕

M. G 雄 2級

〔A〕 対象者の生活史とその概況

福島県相馬郡鹿島町の商家の長男として昭和8年3月17日に生れた。現在、生家では商業を営んでいる両親の他に、兄弟関係としては、弟1人、妹3人の計6人世帯である。その障害原因は不明であるが、兄弟姉妹の中には同じような障害者はいない。彼は昭和22年に宮城県立聾学校に入学し、高等部に入って被服の技術を習得して卒業した。現在ティラーとして市内のS洋服店に住込み勤務している。まだ独身であるが、彼の1ヶ月の収入をみると、勤先より住込みで6千円の賃銀と、障害年金として月割として1500円、計7500円の収入がある。公共団体より受けている社会福祉の種別としては、この障害年金の他に、旅客運賃割引等に要する身体障害者の手帳の交付を受けている。

〔B〕 就業の変遷過程並びにその理由

本人は、ろう学校で洋服の技術を身につけると、ろう学校のH先生の紹介で、仙台市内のI洋服店に就職した。就職の周旋を受けた時、別に明文化された契約を結んだわけでもなし、賃銀の話もなく、全面的に先生を信用して就職した。

〔I洋服店〕 ここでは同じ職人が4人おり、現在勤めているところと比較すれば、同じ住込みでも1ヶ月8000円位貰ったので待遇はよかったです。この店が営業不振で店をたたまなければならなかったので、4年間勤めたが別に就職先を探し求めなければならなくなってしまった。仕方なく母校のH先生にまた就職先を依頼してS洋服店を紹介して貰った。

〔S洋服店〕 別に賃銀の契約を結んで入ったわけではないが、以前の店と違って、朝早くから拭き掃除もやらせられたり、夜遅くまで働いて、月6000円なので待遇が悪い。その他に店の旦那や奥さんも不親切であり、同僚もどうしてかなんとなく冷く感じられる。自分が障害者であるためだろうか。今のところ、雇主から首を切られる心配はないが、金が安い他に、そんな具合なので時々やめたくなる。今度自分からやめる時は、H先生とも相談できないので、両親に相談して決定しようと思っている。

〔C〕 生家との接触

両親兄弟のいる神島県の生家とは、1ヶ月1回位手紙の交換をしている他、盆、暮には帰る。しかし祭礼とか、法事、結婚式があった時も帰ったことはない。葬式はまだなかったが、

あれば帰る積りでいる。

〔D〕 生家との協力関係

郷里の両親とは、生活上で困った時は色々とこれまでも相談はしているが、別に親から金を借りたり貸したりしたことはない。ただ、友人から借金している。現在まで、6000円親から貰ったことがある。病気やその他の災厄時には、やはり両親から世話をして貰う積りである。

〔E〕 社会福祉に対する希望

社会福祉増進のために希望していることは、今のところ特別にないが。強いていえば、安定した就職先の周旋位である。自分で店を経営することが究極的な希望であるが、金がないので困る。我々の就職を世してくれる公共機関として、公共職業安定所のあることを知らなかつたし、利用したこともない。また、我々が独立営業する場合に、営業資金を無利子で便宜を計ってくれる法律があるのも知らなかつた。

H. K夫 2級

〔A〕 対象者の生活史とその概況

現在、鉱山の鉱夫を職業としている父親の長男として、昭和6年8月9日に生れた。父親達の生活の本拠地は、山形県の尾花沢市にあるが、出生地は宮城県黒川郡大和町吉田村である。兄弟は8人あるが、生家は7人家族である。最初、宮城県ろう学校に入ったが、初等部6年の時、父親の職業の都合で一家で尾花沢市に移転したので、山形県のろう学校に転校した。そこの被服専攻科を卒業してティラーとなった。現在は、結婚して独立の世帯を営んでいる。妻も同等級の障害者で、宮城県ろう学校を卒業して、同じ職業を持ち、共稼ぎをしている。本人の1ヶ月の収入は、大体9000円位である。これは平均してである。というのは、現在勤めているA洋服店の給料は、歩合制になっているからである。仙台に来てから2年位になるが、まだ福祉事務所の方に転入手続をしていない。

〔B〕 家族員数と生活程度

家族員は妻と2人きりで、家は6畳1間の間借りで、月2500円の家賃を払っている。妻との共稼ぎで、大体1ヶ月の総収入は、1万6000円であるので、ぎりぎり一杯の生活をしている。

〔C〕 就業の変遷過程並びにその理由

〔M洋服店〕 山形県のろう学校で被服の技術を身につけて卒業すると同時に、学校からの紹介で、山形市鍛冶町にあるM洋服店に勤めた。職人5人を雇っている店であったが、そこで8ヶ月勤めて現在の妻と結婚するため、昭和33年やめて仙台に移った。

〔T洋服店〕 仙台で結婚して、妻の紹介で南町のT洋服店に就職した。T店は職人10人位おり、比較的町の洋服店としては大きな方である。就職する前は、1ヶ月1万円支払う口約であったが、就職してみると全然約束が違う。全くの歩合制であるので、仕事を遅くまで残ってやっても1万円になるのは容易でなかった。給料が一定せず、振幅が激しかった。それ

でも適當な店が早急に見つからなかつたので、1年ばかりT店に勤めた。仙台の親友より現在の店を紹介されたのでT店をやめた。

〔A 洋服店〕 現在の店に入る前に、別に明確な契約は結ばなかつたが、歩合制で仕事をした分だけ、確実に支払うというので就職することにした。1か月2回払い大体9000円にはなる。期待したよりも安いが、確実に仕事した分支払ってくれるので、今のところやめる意志はない。

〔D〕 生家との接触

盆暮の時、生家に行く位でその他は殆んど行かない。勿論、法事や葬儀の時は行く積りだが、家族員の結婚式の時は行かない積りだ。

〔E〕 生家との協力関係

結婚の時は、両親にも相談したし、協力もして貰つたが、困ったことが現在起つたからといって別に相談する気持はない。金の貸借もないし、就職の世話もして貰うつもりはない。なんとか自分達だけでやっていく。

〔F〕 社会福祉に対する希望

なんとか生活しているせいか、社会福祉に対する積極的な希望はなかった。公共職業安定所があって、身体障害者の就職を真剣に世話してくれる機関のあることも知らなかった。

〔肢体不自由者の事例〕

K. M男 2種6級 小児麻痺による右足関節機能麻痺

〔A〕 対象者の生活史とその概況

昭和17年5月3日秋田県鹿角郡小坂町の鉱夫の家に長男として生れた。兄弟姉妹関係は姉1人あるのみ。高校1年で中退して、東京都立身体障害者職業訓練所に入り、義肢科を修了している。現在、仙台市内のA義肢製作所に技術を完全に習得するために住込み奉公している。正式には製作見習工と呼ばれている。1か月の収入は、住込みで月2800円、ほんの小遣程度である。社会福祉関係の恩恵は、身体障害者手帳交付を受けている。

〔B〕 家族員数と生活程度

父親は既に死亡し、母とは生き別れしているので、彼の住込み奉公している社長の家族を紹介しよう。社長の家は、社長夫婦を含めて6人、それに住込みの見習工3人、女中1人の計10人家族である。昭和35年5月より住込み、朝の8時より夜の8時まで仕事の手伝いをしている。多忙時には12時や、午前1時頃まで働くこともあるという。このように夜遅くまで残業をやっても、見習工なので、技術の習得という美名にかくれて、残業手当も出ない。従って、月2800円のみでは、自分の衣類も満足に買えないという有様である。

〔C〕 就業の変遷過程とその理由

最初に現在の残業の基礎的訓練を受けたのは、東京都北多摩郡小平町にある東京都立身体

障害者職業訓練所であった。(注1)

〔注身体障害者職業訓練所〕 ここは、秋田県の社会福祉事務所の人から職業安定所に紹介して貰い、職業安定所から周旋して貰うという手順を踏んだ。昭和32年より昭和33年までの1年間、義肢とマネキン製作の基礎訓練をうけて、その課程を修了した。

〔N義肢製作所〕 訓練所を通して、青森県の青森市栄町にあるN義肢製作所に就職した。経営規模は、製作工が10人おり、朝8時より夕方の5時半まで働いて、月給3500円貰った。今の職場と違って待遇もよく、仕事も楽であった。給料の件は、就職する際、面接を受けて口約した金額より幾分よかったです。しかしあまり暇なので、仕事を覚えないと思い、仕事を覚えて1人前になって(注2)からまた帰ってくることを約束して、現在のA義肢製作所に来た。青森には33年10月から35年9月までの2年間働いた。

〔A義肢製作所〕 現在の職場は、社長の奥さんが自分の叔母と友人なので、その関係で就職することにした。昭和35年4月より働いている。経営規模は以前より大きく、製作工は20人いる。仕事も忙しく、就職する時口約で、朝の8時より夕方4時まで働いて、2年間勤めたら1人前に仕上げてやるというので来た。しかし、普通で朝8時より夜の8時までの12時間労働であり、忙しい時は夜中まで働らかされる。待遇も以前より悪い。通勤の人に住み込みの者とでは、歴然とした差別待遇である。通勤の人には残業手当がつくが、見習工にはつかない。さっぱり新しい仕事をやらせてくれないので、この分では2年間で覚えることは出来ない。5年間かかると思う。給料の点は仕様がないとしても、労働時間位は通勤の人達並みに決めてほしい。自分の自由時間をゆっくり得られないのが辛い。

〔D〕 生家との接触

父親は、小坂鉱山に勤務していたが、4才の時病死。母親はそれから半年ばかりしてから、子供を置いて実家に帰った。従って、父の妹にあたる叔母の手で育成された。叔母には子供がないかったので、非常に可愛がられた。お盆には帰った。今度の正月には是非帰りたいと思う。手紙のやりとりをしている。父の法事や姉の結婚式には是非行きたいと思っている。

〔E〕 生家との協力関係

困っている時は、秋田の叔母の他に、盛岡にも叔母がいるので、大抵相談する。盛岡の叔母は生活も豊かなので、将来店を開かせてやるから、しっかり勉強するようにと力づけてくれる。結婚の時も両方の叔母に相談する。金の貸借はしたことがないが、帰る度毎に小遣い銭を貰ってくる。転職する場合も両方の叔母に相談する。災厄時は、距離的に近い盛岡の叔母に世話をなる積りでいる。

〔F〕 社会福祉に対する希望

注1) 此の訓練所には義肢、時計、靴、建築、土木、板金、洋裁、和裁、マネキン、刻印、木細工等の専攻科があって、1年間訓練する。

注2) 義肢製作の1人前になるためには、先づ次の過程を経なければならぬ。コルセットの塗込み→補助器の仕上げ→コルセットの仕上げ→義足の仕上げ→義足の組立、という順序である。

現在病気が進行する心配は特にないが、背が伸びるに従って、麻痺している右足の具合が悪くなるような気がする。3ヶ月経ったら会社の保険に入れて貰う約束だったが、まだ入れてくれない。病気になった時金の面で心配である。公共職業安定所は今まで一度利用したことがある。旅客運賃割引証を一度にもう少しきれるようにして欲しい。その度毎に貰いに行くのは、身体障害者であるだけに大変である。

靴等も、秋田県の如く、手帳をみせるとすぐ作ってくれるのが、宮城県では作ってくれない。手続が面倒である。現在の職業のことでは、既述の事の他に、荷造りや、運搬も時々自転車でやらせられるが、足が悪いので苦痛である。他に健常者にして貰いたいが、それをいうことは仲々出来ない。

T, Y夫 2種5級 左膝関節機能障害

〔A〕 対象者の生活史とその概況

昭和32年、26才の時自衛隊員中不慮の事故で怪我したのが原因で肢体不自由者となった。一関市の理髪業の家に昭和6年11月27日に生れた。男2人、女3人の兄弟姉妹の次男である。学歴は高校を中退して、ある土建会社の建築養成所に3年間入所した。現在、その時習得した技術を生じて、防衛庁技官として勤務している。妻帯して、共稼ぎをしながら比較的めぐまれた生活を送っている。彼の1ヶ月の純収入は1万1000円である。国家公務員として職業更生しているので、生活その他は他の身体障害者にみられるような暗影はない。障害程度は軽度であること、それに1ヶ月1円以上の月給取得者なので、障害年金はなく、身体障害者の手帳交付のみを受けている。

〔B〕 家族員数と生治程度

家族員は妻と2人のみ。妻は年令25才で大学を中退してある乳業会社に勤め、一般経理を担当している。家は6畳、4.5畠、台所便所つきの借家で、1ヶ月3500円の借家料を払っている。妻との共稼ぎなので、妻の収入を加えると、1ヶ月の総収入は2万円になる。

〔C〕 就業の変遷過程並びにその理由

最初の職業訓練は、既述の如く、土建会社に併設されていた建築養成所であった。昭和21年から24年までの3年間、その養成所で建築技術を習得した。同養成所を修了してから同会社に27年までの3年間勤務した。

〔A 土木建築株式会社〕 この会社は地元の中小企業会社である。労働条件は別に苛酷ではなかったが、中小企業なので将来性がないと思い、友人の勧誘で現在の自衛隊に入ることにした。同会社における給料は、当時で1ヶ月8000円にもなっていたので、比較的好い方であり、小遣錢に不自由することはなかった。

〔H 自衛隊〕 昭和27年4月、現在の陸上自衛隊に入隊し、北海道で勤務した。以前からの技術を生かして營繕部で働いた。昭和32年に不慮の事故で左膝関節機能に障害を起してから、

上司と相談して、その取計いで京京の池尻にある自衛隊職能訓練所に入った。(注1) 入所したのは昭和33年で、そこで職業更生を計ることになった。ここで1年間訓練を受けた。訓練を受けたといつても、重度障害でないので、以前の職種をそのまま継続できた。従って他の障害者のように、精神的、肉体的苦痛を味わうことはなかった。1年間、ブラブラしながら俸給を貰っていたようなものである。昭和34年3月に同所を卒業し、一旦北海道の以前の勤務隊に帰り、自衛隊法に基づいて退職した。

〔N自衛隊〕 同年4月、防衛庁技官となって、若竹にある陸上自衛隊東北方面総監部内營繕課に勤務することになり、仙台に移住した。公務員として、職業復帰出来たので、他の身体障害者のような待遇や労働条件、同僚間の人間関係の調整で悩んだりしない。極めて伸び伸びと希望をもって生活している。

〔D〕 生家との接触

生家は一関市で理髪業をやっている。両親とも健在で、兄弟を含めて6人家族である。祭礼を除いて、盆暮、法事、婚礼、葬儀等には必ず生家に帰っている。この点も他の障害者にみられない事実である。その外、連休にも帰っている。

〔E〕 生家との協力関係

今まで、別に相談しなければならぬ程困ったこともないので、特別に相談をかけたり、援助を頼ったりしたことではない。ただ、結婚の場合、親同志で決めてくれ、色々と世話をなった。金の貸借や就職で生家より協力を仰いだことはない。送金もしていない。現在のところ、生活が軌道に乗っている為か生家の協力を得なくとも、独力で生活を営むことが出来る。

〔F〕 社会福祉に対する希望

このように、極めて恵まれた職業更生が出来た上、肢体不自由者といっても軽度であるので健常者と変わらない。その為か社会福祉に対する希望も積極的には何も持っていない。

I. M雄 2種4級

3才の時小児麻痺に罹り、両足が不自由になった。昭和9年11月5日に、秋田県仙北郡仙北村の神宮の家に6男として出生した。兄弟は男のみ8人ある。新制中学校を卒業後、同村出身で父親の同級生であるA氏の経営するS義肢製作所に、製作見習工として就職した。現在、製作工長として独身の不自由な肢体に鞭を打って働いている。別に職業安定所を通して就職したわけではない。一切の身柄をA氏に託す積りでやって来た。現在の給料は日給制で、月2回の休暇がある。従って実労働日数は28日である。1日の賃銀が480円があるので、超過勤務手当等を加えると、1ヶ月1万3~4000円になる。障害年金は受けていない。障害手

注1) 公的には知られない機関であって、ミシン、タイプ、靴工、筆耕、無線通信、木工の6専攻科がある、1年間の養成となっている。対象は障害を受けた自衛隊員で、昭和30年に設立された。収容人員は30名である。

帳の交付のみである。

〔B〕 家族員数と生活程度

まだ独身なので独立の世帯を営んでいないが、2年前に1人前の製作工となると同時に、住込み奉公から脱け出て、間借りの自炊生活を始めた。6畳1間で月2500円の借間料を払っている。2年間、同一場所に住んでいる。今度どの程度の待遇を期待出来るか皆目当がつかめないが、独身で生活している間は金に不自由は感じない。世帯持ちになれば、この位の給料ではとても生活出来ないので、その点不安である。

〔C〕 就業の変遷過程並びにその理由

前に、一部触れた如く、新制中学校後、父親の勧めで現在のS義肢製作所の見習工として就職した。社長が父親と同級生でもあったので、何年奉公してから1人前の製作工にするとか、その他の労働契約を結んだわけではない。なんから口約程度のものがあったと思うが直接聞いたことはない。見習工というのは社長の家に住込みで奉公することである。大体、朝7時から夜8時頃まで働く。7年間見習工したのであるが、その当時、食事付きで1か月500円しか貰わなかった。今は2000円位支払っているようだ。新たに見習工として入って来たものがいるので、それが動機となって、見習工から1人前の製作工となり、通勤を許された。製作工となってからは日給制となり、実労働時間は8時間である。この会社は義肢製作面では東北一といわれる程で、相当景気もよいのだが、ボーナスは今まで貰ったことがない。通勤して働くようになってから、今年で3年目になるが、値踏みした金額より月3000円位安い。他の同業者と比較してみても分る。

S製作所には製作工が24名おり、そのうち、2人が住込みの見習工である。肢体不自由者は24名中7名である。人員面からみても、この種の製作所としては東北一の規模であると思う。現在の職場に対する意見は、人手が足りない位であるから、人員整理の心配等なくやっていける。労働条件も悪いわけではないが、1年にどの位の昇給するのか明確でないので、将来の生活設計が出てこない。同僚間では、とりたてていう程の対立緊張はないが、賃銀の安いのと、その昇給面が悩みの種だ。

〔D〕 生家との接触

生家には父親がなく、兄が家業を継いで神官となっている。家族員は兄夫婦を入れて7人である。盆の時は生家に必ず帰っていたが、ここ1~2年出張がある度毎に寄ってくるので、特別には帰らない。近況知らせ程度の文通はしている。法事、葬儀には行ったが婚礼には行ななかった。

〔E〕 生家との協力関係

困った時は出来るだけ相談する。結婚する場合も相談して世話を積りでいる。金は以前借りたことがあるが、現在どうにか独立出来るので借りた事はない。就職等では世話を貰うことなく、自分の考え方でやって行く積りでいる。いくらか余分な金が出来た時、母親に

送金することにしている。病気の場合は、この会社では20日以上にわたる長期療養を要する病気には全額負担して貰う仕組になっている。この点、幾分気楽だが、20日以下の病気の時は、自己負担なので、日給制の給料組織であるから収入が減る。従って、一寸した病気は無理して働くようになる。相当長期にわる入院治療等の場合は、やはり生家のお世話にならなければならぬと思う。

〔F〕 社会福祉に対する希望

就職を世話するために、公共職業安定所があるのは知らなかった。しかし、どれ程懇意になって世話してくれるかを考えると疑問である。次に、旅客運賃割引証のことであるが、障害手帳のみで割引きして貰うことができるようにして貰いたい。現在の手続は面倒だし、一度に2枚しか貰えないのは不便だ。

最後に障害者達の横の関係を密接にし、その生活状態を調査したり、困り事の相談に乗ってくれたり、新しい法令の知識を普及したりするよう社会福祉事務所で考慮して欲しい。

(七)

稿を結ぶにあたり、以上の事例研究を通して、各障害者に共通に指摘できる点を覚書的に書き記すこととする。

第一に、彼等の地域的移動は同時に職業の移動を伴っているということである。換言すれば仮説における如く、彼等の移動は、究極的には、職業の安定を求めての移動であるということである。逆説的にいうならば、職業が不安定であり、企業体としても零細であればある程、その就業期間は短く、職業の安定を追求しての移動も激しいということが出来る。

第二に、彼等の就職している職場は、ごく一部を除いては小企業であって、その企業形態は頗る不安定なものである。それだけに、雇傭関係は確然とした近代的契約とはならない。給与体制も不明確なものである。特に、盲人の場合は甚しい。事例をみても理解出来る如く、盲人の職業経歴は複雑であり、点々と変えている。アンマ業といえば、盲人の専業と考えられていたが、その分野への晴眼者の侵出は、彼等にとって死活の問題となっている。

特に男性の盲人アンマ師は、他に鍼灸の技術をもたぬ者程、深刻な問題となっている。

(注1) 盲人の職業教育、とりわけ、盲学校のそれは他の障害者の場合と違って根本的に検討しなおす必要にせまられている。一般に身体障害者の職業指導は短期間であり、間に合わせ程度のものが多い。その業種も零細企業を対象としたものが多い。彼等の職業更生は、決して雇傭を官庁や会社に義務づけるような雇庸促進法のみでは解決できるものではない。先述

注1) アンマの他に鍼灸の技術をもっていれば、顧客も固定し、専門技術業者として認められるが、アンマの技術のみでは、今の娯楽、慰安の色彩が濃くなり、客も旅行客対象が多く、男性が圧倒的などころから、男性の盲人アンマ師には客がつかない。芸者置屋や女子専用のアパート近くに店を構えている場合は例外のようである。アンマ業界の旋風は先づ男性の盲人アンマ師の締出しから始まっている。

した通り、これと平行して大企業を対象とした業種で、彼等自身に高度の技術を習得させるような指導方針を樹立すべきである。この点に関して、政府自体も腰を落着けて考えなければならぬ。この線に沿って、各専門家は、その総合的な力を結集してリハビリテーションの問題解決に努力すべきであると思う。

第三に、就職する場合に、公共職業安定所等の公的機関の手を経ないで、友人、知人等の関係を通して、単なる口約程度の約束を取交して就職している。公共職業安定所が彼等の就職も世話する機関であるということを知らない者が大分おった。(注1) 社会福祉機関は彼等を世話する唯一の公的機関であるにも拘らず、一般に縁遠い孤立した機関となっている如きである。彼等に種々の悩みや、相談したい心配事があっても、心から打解けて相談する人が身近にも、遠く離れた生家にもない場合が多いことを考えると、放置出来ない問題である。

第四は、生家との接触、協力関係は、彼等が他の何よりも依存し期待したがっているにも拘らず、決して密接なものではない。障害程度の重度な者程、生家との縁が遠くなっているようである。付合の関係をみても、家族員の婚礼には参加しないのが一般的である。生家との接触協力関係も両親が死去すると、極端に稀薄になる傾向が強い。こうして、彼等は生家からも離れて、名実共に孤独となる。

第五に、社会福祉に対する希望は、その障害種別と等級によって、色調を異にしているが、全障害者に共通していた事は次のようにある。旅客運賃割引証の交付(注2)に関する善処方が多かった。即ち、一度に交付する枚数を増加してくれること、その手続を簡単にしてくれることである。また、病気や老後の生活に対する心配が多く、この面の充分な保障を望む声も聞かれた。更に、社会福祉事務所が中心になって、彼等の生活の場に根を下して、困り事の相談にのってくれたり、身体障害者の福祉に関する法令の知識普及に努めて欲しいという声もあった。要するに、彼等の内部に浸透して地についた活動をしてくれることを強く望んでいるのである。

第六に、身体障害者による全国団体組織としては、全国鉄傷痍者団体連合会の他に日本傷痍軍人会、日本盲人会連合、全日本ろうあ連盟等があるが、前二者を除き、都道府県単位の下部団体になると組織力、経済力、発言力もよわく、会の運営に支障をきたしている。日盲仙台支部会では、勤務の都合とか、交通の頻繁による身の危険で一人歩きが出来ないので、入会したくとも入会出来なかったり会合への集りも悪い。盲人関係専門の社会福祉司がおって、会の組織と運営面の指導援助にあたってくれるよう望んでいた。また、肢体不自由者の

注1) 身体障害者で他人に雇傭されること、所謂、就職を希望する者は、公共職業安定所に就職申込めば、登録され特別の面接と求人開拓がなされて適職に紹介される。そして就職後も定着補導が行なわれる。また求職者について職業補導の必要が認められた場合は、身体障害者職業訓練所や場合によっては一般的の公共職業訓練所に入所するよう周旋することになっている。

注2) これに関する昭和27年4月8日、日本国有鉄道公示第121号の「身体障害者旅客運賃割引規定」(其後一部改正経過)に明記されている。

まとまった組織がない。その実態は最も把握し難いものとなっている。要するに、彼等がもっと社会的政治的自覚をたかめて、自からの諸要求を集団の力で社会に訴え国政に反映せしめるよう奮起する必要がある。

以上、事例研究を通してみた彼等の要望や問題点を記述した。しかし、かなり錯雜している、かかる小稿ではもとより充分にとらえられない。以上は、部分的な事例を点綴して、単にそれを断片的に指摘したに過ぎない。だが、この貧しい論稿からも、彼等の位置づけられた生活の場を理解することが出来るであろう。それにつけても、彼等が職業更生の道を得て一個の社会人として独立するためには、独力のみでは越え難き障壁が如何に多く存しているか知ることが出来る。（以上）